

飯能市ふるさと納税Instagram公式アカウント運用ガイドライン

1 このガイドラインについて

このガイドラインは、飯能市ふるさと納税担当職員が飯能市ふるさと納税Instagram公式アカウントを通じて情報提供を行うにあたっての基本的なルールを定めるものである。

2 運用内容

(1) アカウント情報

- ・アカウント運営者：環境経済部産業振興課
- ・アカウント名：飯能市ふるさと納税【公式】 `hanno_furusato`

(2) 発信内容

- ・飯能市及び飯能市ふるさと納税返礼品をPRする

(3) コメント等への対応

- ・当アカウントへの質問やコメントに対し、原則として個別の回答はしない。
- ・当アカウントでは、市へのご意見・ご質問は取り扱わない。

(4) なりすましへの対応

- ・当アカウントを市ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明する。
- ・なりすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行う。

3 情報を発信する際の留意事項

(1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 公式アカウントを業務目的外に使用してはならない。

(3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに最大限留意しなければならない。

(4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(5) 意図せずして発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(6) 次に掲げる情報は発信してはならない。

- ① 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
- ④ 飯能市あるいは飯能市と利害関係にあるもの又は団体の秘密に関する情報

- ⑤個人情報や飯能市及び他者の権利を侵害する情報
- ⑥飯能市のセキュリティを脅かす恐れのある情報
- ⑦単なるうわさや噂を助長させる情報
- ⑧その他公序良俗に反する一切の情報

4 免責事項

- (1) 当アカウントで投稿する情報等について、利用者に身近に感じていただけるよう、一部平易な口語表現を使用することがある。
- (2) 掲載情報の正確性については万全を期すが、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (3) 利用者によって投稿されたコンテンツを再投稿する場合に、当該投稿の内容について一切の責任は負わない。
- (4) 当アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (5) 当アカウントの投稿に対するコメントに係る著作権は、当該コメントを投稿した利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は当アカウントに対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を承諾したものとし、かつ、当アカウントに対して著作権当を行使しないことに同意したものとする。
- (6) 当アカウントは、Instagram 社のシステムによって運用されており、Instagram 社のシステム運用状況に関する質問等については一切答えることはできない。また Instagram サイト、Instagram 社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関しても、一切答えることはできない。

5 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はブロックを行う場合がある。

- ・ 法律、政令、省令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- ・ 特定の個人、団体を誹謗中傷するもの
- ・ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権等、当市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容又は単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・ 他ユーザー、第三者等になりすますもの
- ・ 有害なプログラム等

- ・ わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・ 当アカウントの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ 当アカウントの発信する内容に関係ないもの
- ・ その他、当市が不適切と判断した情報又はこれらの内容を含むリンク等

6 著作権等の帰属

- (1) 当アカウントに掲載している情報の著作権等の知的財産権は、飯能市又は飯能市以外の原権利者に帰属する。
- (2) 当アカウントの内容について、私的使用又は引用等、著作権法上認められた行為を除き、当市に無断で掲載等を行うことはできない。また、引用を行う際は必ず出所を明示すること。

7 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は産業振興課長が定めるものとする。

附 則

このガイドラインは、決裁の日から施行する。

決裁日：令和6年5月23日